



U.S. Chamber of Commerce
International Affairs

U.S.-Japan
Business Council

JUBC
Japan-U.S.
Business Council

共同声明(仮訳)

第62 回日米財界人会議

東京

2025 年10 月2日- 3日

日米経済協議会及び米日経済協議会（以下「両協議会」）のメンバーは、10月2日、3日の両日、東京において第62回日米財界人会議を開催した。日米両国の主要企業120社以上を代表する両協議会は、経済関係を強化し、共通の戦略目標を推進するために一堂に会した。

継続的なハイレベルの政府間対話により、日米間の同盟関係はインド太平洋地域の平和と繁栄の礎であり続けている。サプライチェーンの脆弱性から急速な技術革新に至るまで、複雑な経済課題に対処する上で、日米のパートナーシップはかつてなく重要になっていることは明らかである

2025年の本会議は、次の3つの戦略的柱に焦点を当てた：

- 共有された優先事項に沿った、相互成長を促進する貿易・投資環境の確立
- 重要な新興技術における日米協力の深化
- 新市場を開拓するための共同イニシアティブ

である。両協議会は、これらの分野における強固な民間協力が、イノベーションの推進、成長の促進、そして経済安全保障の強化に不可欠であると確信する。これらの目標を達成するため、両協議会は両国政府に対し、以下を強く求めることで一致した。

1. 相互成長・強靱性・共有された優先事項を促進する貿易・投資環境の確立

透明で予測可能な貿易・投資システムは、両国の経済的繁栄と安全保障の基盤である。両協議会は、現代の経済の実態にあわせた経済環境を確立し、日米の共有された優先事項を推進するために、日米のリーダーシップが不可欠であると考えている。したがって、両協議会は両国政府に対し、以下を提言する。

- **国際貿易・投資の透明性と予測可能性の確保：** 民間部門の経済活動を促進するための貿易・投資ルールを確立する。両国間の海外直接投資に対する日米両政府の支持を再確認し、投資審査制度が国家安全保障上の懸念に限定して適用され、かつ、審査のメカニズムが、信頼できるパートナー間での透明性を確保し投資を円滑化するよう、ルールに基づいた形で運用されることを確実にする。
- **規制枠組みの調和：** 金融サービス、ヘルスケア、医薬品などの主要分野において、基準や規制の方向性を合わせ、非関税障壁を削減し、より円滑な越境ビジネスを促し、革新的な製品やサービスの開発と導入を加速させる。

- **信頼できる資本パートナーシップの推進と資本の流通の促進：** 双方に利益をもたらす投資関係を育み、国境を越えた投資に対する不必要な障壁を削減する。

2. 重要・新興技術における日米協力の深化

技術における戦略的優位性を維持することは、我々の国家安全保障および経済安全保障にとって極めて重要である。日米両国は、将来の優位性を決定する技術の研究、開発、そして社会実装において協力しなければならない。したがって、両協議会は両国政府に対し、以下を提言する。

- **主要技術における共同研究開発と商業化の支援：** 人工知能（AI）、量子コンピューティング、半導体、エネルギー、重要鉱物、医薬品・医療機器、防衛、造船などの分野における研究開発、製造、商業化に関する二国間の官民連携を強化する。
- **共通の技術ガバナンス枠組みの構築：** AIおよび量子コンピューティングの責任ある倫理的な利用に関する国際的に認められる基準や規範の策定を共同で主導し、ガバナンスの枠組みがリスクベースで相互運用可能であり、リスクを軽減しつつイノベーションを促進するものとなるよう確実にする。
- **サイバーセキュリティへの投資：** 重要インフラを保護し、AIの進展に伴う新たなリスクも含めたサイバーセキュリティリスクに対処するため、日米の官民協力を強化する。
- **知的財産と技術の保護強化：** 国家安全保障上重要な基盤技術に関する輸出管理の連携を強化し、国家が支援する窃取や悪用から機微な知的財産を保護するために協働する。
- **未来の人材の育成：** STEM分野等の重要な分野の専門家や学生のために、二国間の人材交流プログラム、共同カリキュラム、円滑化されたビザ手続きを創設し、未来のイノベーションを牽引できる共有の人材プールを構築する。

3. 新市場開拓と国際競争力強化のための共同イニシアティブの開始

日米両国の資本、技術、専門知識を結集することで、我々は世界各国のインフラおよび開発ニーズに応える質の高いソリューションを提供することができる。これを実現するため、両協議会は両国政府に対し、以下を提言する。

- **重要技術のサプライチェーン確保：** 主要技術の製造エコシステムに不可欠な重要鉱物、先端材料、部品を安定的に供給するサプライチェーンを確保するため、同志国と共同で脆弱性を特定し、協力して投資を行う。また、企業による地理的に分散された強靱な生産能力の確立を支援する。
- **有益な商業パートナーシップの促進：** 同志国との協力を深化させ、投資を拡大し、強固で多様な地域バリューチェーンを構築し市場を拡大するため、日米間の有益なビジネスパートナーシップを積極的に支援する。
- **経済的威圧や不公正な貿易慣行への対抗：** 経済的威圧、知的財産の窃取、強制的な技術移転、そして蔓延する市場歪曲的な産業補助金を抑止し、これに対抗するため、二国間および多国間の協力を強化する。

なお、デジタル・エコノミー、金融サービス、エネルギー・インフラ、ヘルスケア・イノベーション、旅行・観光・交通に関する分野別の提言は、後掲の各章に記載の通りである。

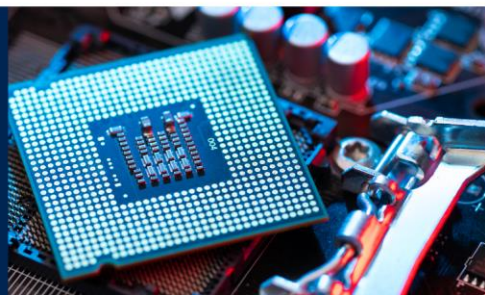


U.S. Chamber of Commerce
International Affairs

U.S.-Japan
Business Council

JUBC
Japan-U.S.
Business Council

Digital Economy



最先端デジタル技術は、現代の産業界全体において中核的な役割を果たしている。今やAIは経済成長の原動力であり、その重要性が飛躍的に高まっている。同時に、グローバルなサプライチェーンにまで高度化・巧妙化するサイバー攻撃の脅威が高まっており、これらへの対処が世界中の当局にとって最重要課題となっている。

日米両国が価値観を共有するパートナーとして、自由・民主・法の支配という共通の理念の元、信頼と競争力を両立させるデジタル・エコノミーの拡大に向けた協力を更に深化させるべきである。また両国がデジタル・エコノミーにおける連携強化を通じて、持続可能な成長を促進し、社会課題に取り組み、全てに利益をもたらす発展を促進するために、日米経済協議会と米日経済協議会（以下「両協議会」）は両政策立案者に以下の政策提言を検討することを推奨する。

1. 信頼性のある自由なデータ流通の促進

● 自由なデータ流通の促進：データローカライゼーション政策の規制対抗と国際協調の強化

グローバル化とデジタル・エコノミーの拡大に伴い、信頼性のある自由なデータ流通の促進は依然課題である。一部の国家によるデータローカライゼーション政策は、企業のグローバル展開を阻害するだけでなく、国際協調を困難にしかねない。

両協議会は、データローカライゼーション政策は、表面的にはセキュリティ強化を謳うものの、実際には遵守コストの増加、イノベーションの阻害やサイバーセキュリティのリスクの増大を招くと考える。これは運用効率を著しく低下させることから、データの自由な流通が経済的存続にとっての優先事項となる。両協議会は日米両政府に対し、越境データ流通への継続的な支援を通してデータローカライゼーションに対抗するよう要請する。

● 国際基準の策定：CBPRフォーラムやDFFT専門家コミュニティを活用し、市場志向の運用ルールを検討

我々はまた、日米両政府が、OECDやAPECなどにおける原則やガイドライン策定の議論も踏まえ、二国間での制度的調整や相互運用性を促進することを支持する。またグローバルCBPRフォーラムやOECDのIAPやDFFT専門家コミュニティの下での一連の作業のような確立されたメカニズムを踏まえ、両政府は引き続き柔軟かつ市場志向の運用ルールを検討すべきであると考えます。

● 産業用データ連携基盤：産業用データの共有化における国際的な相互運用性・ガバナンス・透明性の共通原則を早期に策定

また我々は、産業界の実装ニーズを踏まえ、信頼性の高い産業用データ連携基盤の実現に向けた制度的・技術的な接続性の確保を戦略的に推進すべきであると考えます。特に国際的に展開する民間企業の活動を支える形で、相互運用性・ガバナンス・透明性に関する共通原則の協議を官民連携のもと早期に開始することを両政府に求める。

● データ保護の相互認証標準：日米間の個人データ移転規制を標準化し、企業の対応負担を軽減

日米両国は、機微な個人データの国外移転に対して規制を設けている。どちらかの国の個人情報情報を有する海外企業に対して、米国では各州レベルの規制に加え遵守を求めているが、我々は、消費者のデータを保護しつつ企業の運用効率を高めるべく、日米両国はこれらの規制の相互認証を図るべきであると考えます。

● 技術革新の推進：信頼性の高いデータ流通と機微情報保護を両立させる技術開発で世界をリード

我々は、データの自由な流通と機微情報の保護は対立するものではなく、この両軸を両立させることは可能であり、進化するデジタル環境の中でイノベーションのリーダーシップを示すため、日米両政府が、これらの領域の研究開発を進め、技術的ソリューションの確立をリードすべきであると考えます。

2. 新興技術の利活用促進における日米のリーダーシップの強化

- **先端半導体技術の戦略的連携：半導体サプライチェーンの強靱化とリスク分散を強化**

先端半導体は、AI、量子などの次世代技術、エネルギー効率化技術などの基盤としてグローバルなデジタル・エコシステムにおいて不可欠な存在である。両協議会は、日米両国が、こうした技術競争において主導的地位を維持するため、戦略的な連携をさらに強化すべきであると考えている。

また半導体は、グローバルなデジタルインフラの基盤となっており、同領域の安定性は産業サプライチェーンの強靱性と経済安全保障を確保する上で決定的な役割を果たす。特に、先端半導体の開発・生産における戦略的な重要性を鑑みると、日米両国が連携してサプライチェーンの脆弱性に対処する必要がある。

我々は、日米間で近年進展している経済安全保障やサプライチェーン強靱化に向けた対話・協力の流れを踏まえ、経済産業省や商務省を中心に官民連携のフレームワークを強化することで、半導体サプライチェーンの強靱性とリスク分散を促進すべきであると考えている。

そのため、両協議会は日米両政府に、半導体を担当する政府当局による会合（GAMS）等の協調的な政府間対話を通して、日米両国の半導体インセンティブプログラム（例：米国CHIPS法、日本の半導体競争力強化策）を開放的かつ透明性のある形で運用し、また日米企業の協業を促進することを要請する。特に支援の対象をR&Dから製造まで広くカバーし、共同開発プロジェクトを活性化する様、日米両政府に要請する。

- **半導体サプライチェーンの多様化：アジア域内諸国との連携を強化し、クリティカルサプライチェーンの分散化を推進**

また、我々は日米両政府に対し、半導体サプライチェーンの冗長性を強化する目的で、アジア域内各国との連携を促進し、クリティカルサプライチェーンの分散化を推進する様、リーダーシップを執ることを要請する。

- **量子技術の開発・標準化：量子技術の共同開発と社会実装を推進し、国際標準策定への民間参画を支援**

新興の量子技術（量子コンピューティング、量子通信、量子センシングなど）は、次世代のデジタル・エコノミーにおいて破壊的革新をもたらす可能性が高い。日米両国がこの分野で技術的優位性を確立するため、特に量子暗号通信ネットワークや量子コンピューティングなどの社会実装プロジェクトに焦点を当てた量子技術の開発における連携を推進すべきである。

我々は、量子技術に不可欠な材料（超電導材料、光子検出器など）の供給網確保、並びに量子技術に関連する国際標準（ITU-T, ISO/IEC QC系など）の策定における標準策定プロセスへの民間企業の参画を、引き続き日米両政府が支援することを要請する。また我々は、暗号通信における重要性から、日米両政府が量子安全通信システムの相互運用性確立を含む量子技術分野での協力を更に深めることを求める。

3. 信頼できるAIの実装化の推進

- **NIST及び経産省の枠組みに基づいたアジャイルガバナンスの実践適用を通して、透明性・説明責任・リスク認識を備えたAI開発を推進しつつ、日米双方の政策の進展と国際的な議論との整合性を確保していく**

AI技術は急激に進歩しており、今後は消費者向けのみならずロボティクスを含む産業用途AIの開発と活用も更に拡大していくであろう。AIは強靱で効率的な社会を実現すると共に経済活動の生産性を向上させるために不可欠な基盤となるが、同時に不適切な使われ方をすれば社会に深刻なリスクをもたらす、日米の経済成長と強靱性に悪影響を与える恐れがある。

AI技術が急速に進化するにつれ消費者向けのアプリケーションからロボティクスの様な産業イノベーションに至るまで、その変化の可能性は拡大し続ける。AIは経済生産性の根幹をなす推進力であり、強靱で効率的な社会を実現するための重要な原動力である。その恩恵を充分に享受するためには、NISTや経産省といった枠組みに基づいたアジャイルなガバナンスアプローチが透明性、説明責任、信頼を促進する上で不可欠である。同時に国民の信頼や日米両国経済的安定を損なう可能性ある悪用を防ぐために、事前のリスク管理が非常に重要となる。

AIによる経済的利益を最大化するためには人間中心の信頼性の高いAI開発が不可欠だ。両協議会はドナルド・トランプ大統領と石破茂首相が6月のG7サミットにて、人間中心のAIの重要性を強調したことを歓迎する。

我々は信頼を確立することが、AIを成功裏にまた安全に展開するための基盤であるとの考えに基づき、日米両政府が信頼できるベンダーの利用を可能とし、信頼できる企業を支援し、そして信頼できる政府を構築するための実践に向けて取り組むことを奨励する。

この目的のため、両協議会は広島AI プロセスを踏まえた企業の自主的かつ国際調和的なAIガバナンス強化への取り組みの中で、日米のAI機関間の協力を強化するという両国のアプローチと関与を歓迎する。

- **データ標準化・人材育成：データ流通、知的財産権保護、AI人材育成を支援し、国民のAI理解を深める**

AIエコシステムのすべての関係者がAIの責任ある開発と使用を確保するためには、国際的に認められた基準とフレームワークに基づいた、有志国によるAIガバナンスに対する透明性のあるマルチステークホルダー・

アプローチを支持することが不可欠である。米国立標準技術研究所(NIST)の人工知能リスク管理フレームワーク(以下「AI RMF」)と日本の経済産業省(METI)のAIガバナンスフレームワークは、アジャイルガバナンス、リスクベースのアプローチ、安全性、透明性、説明責任の促進に共通の重点を置き、イノベーションを促進する。

最近公表された米国のAI行動計画は、イノベーション、インフラ整備、国際的リーダーシップの重要性を強調している。これを踏まえ、日米が協力して柔軟かつ産業界主導のガバナンスモデルを推進することが期待される。ガイドラインや合意形成に基づく枠組みは広範な普及と国際的な発信力の基盤となり得るが、必要に応じて適切な規制を補完的に組み合わせることも、社会的信頼と国際的整合性の観点から有益である。

AIの発展においては、データのプライバシー、越境データ流通、強固な知的財産保護、国際的なAI標準、公共部門におけるDX、そしてAI導入に必要な技術とスキルを確保するための人材育成を引き続き支援していくことが重要である。

またデジタルデバイドに対処するため、教育システムは、K-12(幼稚園から高校まで)と高等教育システムの双方において、AIおよび機械学習システムを活用・開発するためのより良い準備をすべく、政策改革を通じて調整していく必要がある。さらに両国政府は、経済と社会全体でのAIのイノベーションと利益に関する国民の意識を高め、日常生活でAIを最大限に活用する方法を全ての国民がよりよく理解できるよう支援する必要がある。

更に両協議会は、AIの社会実装を支えるための研究開発の技術者の育成や労働力のリスキル・スキルアップと言った、労働力・人的資本の強化も重要であると認識している。

- **AIインフラのエネルギー効率化：省エネ型データセンターの技術革新**

AIの開発と導入を支援するために、米国と日本は、将来に亘って有効なデータセンターおよびブロードバンドインフラへの投資を促進することに注力すべきである。その際、手頃で信頼性が高く、省エネルギーな電力を備えたものとし、更にAIに対応したネットワークのための戦略的投資やベストプラクティスの推進も奨励すべきである。

両協議会は、データセンターが環境へ与える影響を注意深く思料しながら、新規および既存のエネルギー供給者と協力して電力需要を満たすことにより、データセンターのエネルギーイノベーションが推進されるであろう可能性を認識している。(高密度集積化、光電融合、シリコンカーバイド材料、パワーデバイスなどを含む)次世代半導体技術、高効率冷却システム、冷却水の使用方針、エネルギー管理などの省エネイノベーションを通じてデータセンターのエネルギー効率を最適化することは、AIによる持続可能な開発目標を達成するために不可欠である。

- **AIサイバーセキュリティ：強固なAIインフラ構築とサイバーセキュリティ政策の推進**

真に強靱なAIインフラを構築するために、日米は強力なAIサイバーセキュリティ政策と資金提供プログラムを推進すべきである。これはインフラへの投資に続く二次的な要件としてではなく、インフラ案件が承認・開始される際の主要な必要事項として考慮されるべきである。AIが設計、開発、導入される際には、強靱なインフラから利益を得られるが、日米がAI革命の恩恵を安全に享受するには、同様に強力なサイバーセキュリティ政策が必要となる。

4. 強靱で信頼できる次世代ICTインフラを整備・推進

- **オープン技術の採用：5G/Beyond 5Gでオープンな相互運用可能なネットワーク設計を支援**

両議会は、高度化するサイバーセキュリティの脅威と地政学的不安定性のもと、経済安全保障の観点からも通信インフラの強靱化と信頼性の確保が不可避の課題となっていると考える。

我々は日米間で近年構築されている、安全で信頼性の高いデジタル接続性促進の取り組みを踏まえ、引き続き両国政府が、無線アクセスネットワーク（RANs）や光伝送、ネットワークマネジメントを含め、国内外においてバーチャルでオープン、相互運用可能で標準ベースのネットワーク・ソリューションの開発と任意的採用を加速する、明確、安全且つ信頼できる情報通信技術（ICT）5G/Beyond 5G 技術の公共政策の確立を継続することを求める。

- **サプライチェーンの多様化：6Gや衛星通信技術の共同開発を通じ、地政学リスクを分散**

日米はサプライチェーンの強靱性を維持するために原産国の制限を回避しつつ、信頼できる供給元からの信頼性の高い技術の必要性を重視し、信頼できるベンダーとサプライチェーンを確保するために協力すべきである。両国はサイバーの脅威から保護し、データセキュリティを強化するために、デジタルネットワーク内での信頼できるベンダー機器の展開を優先し、ICTネットワーク内での相互運用性、セキュリティ、強靱性、競争の向上を促進し、最終的には悪意のある者に対する防御を強化し、屈強で安全なデジタル経済を確保する必要がある。

また我々は、信頼できるベンダーの選択肢とサプライチェーンの多様化を拡大するため、特に無線領域におけるオープンで相互運用可能なアーキテクチャが経済安全保障を強化するために有益であると考えます。また5G/6GベンダーにおけるRANオープン化を進め、日米両国と同志国を中心とした製品のシームレスな連携を混合供給モデルとして確立し、これにより、特定国に依存しないサプライチェーンを構築するとともに、国際標準フレームワークにても地政学リスクへの対応を検討すべきであると考えます。

6G開発においては、光通信の超高速化（テラビット級）やNTN（非地上ネットワーク）技術の統合が不可欠であり、日米両政府が自由で透明性のあるルール形成を支持する必要があると考える。

- **重層的なネットワークの重要性：非地上系ネットワークの利用拡大**

我々は、情報通信ネットワーク全体の信頼性と強靱性を強化するには、海底ケーブルを含む地上系のみならず、非地上系ネットワーク等で構成される複層的なネットワークを開発、展開、維持することが重要であると認識している。低軌道衛星（LEO）コンステレーションの利用拡大は、災害時通信の維持や僻地カバーにも有用であり、経済安全保障の観点から、日米間で衛星データリンク技術や抗妨害技術の共同研究開発を加速させる必要がある。

- **海底ケーブルの安全保障：同志国と連携し、信頼性のある海底ケーブルインフラを維持**

また海底ケーブルなどのインフラ維持には、地政学的観点を鑑み、同志国との連携が非常に重要である。日米両政府は第三国の海底ケーブル案件への資金提供や、信頼できるサプライヤーによるスムーズな施工を促進するための敷設船の確保を含むプロジェクトの実行体制の整備につき産業界を支援すべきである。

5. 安全で安心なインフラ展開のためのサイバーセキュリティの活用

- **国際連携の強化：NISTフレームワークなどの標準化を通じて国境を越えたサイバーセキュリティ対策を推進**

AIやデジタル技術の急速な発展によって、国境を越えたグローバルなサプライチェーンまでサイバーの脅威が高まっている。我々はこれらの脅威は、各国共通の最重要課題であると認識している。これらに対抗するためには、共通の価値観を有するパートナーシップを基盤とした、日米両国の政府と産業界の連携強化が不可欠である。

また我々は同時に、日米連携を活用しながら、他の同志国間との協力強化もまた重要であると認識すると共に、日米両国がグローバルなレベルでサイバーセキュリティの脅威に対抗するための道筋を描くことを期待している。

安全なAIシステムとサイバーセキュリティのソリューションを開発するために民間セクターとの協力が必要である。それにはAIの活用を促進しサイバーセキュリティの専門家不足に対処し、テストと評価によるリスクを低減することでAIの確かな開発と導入を確実にすることが求められる。

特にデジタル時代のインフラ強靱化には、技術・政策・国際協調の三位一体のアプローチが不可欠であると考ええる。両協議会は、特に重要インフラに対するサイバー脅威の多様化・巧妙化が進む現状を踏まえ、規制主体型からリスクベースアプローチへの転換を更に加速させ、技術進展に即した柔軟なリスク管理を実行することの重要性を認識している。

米国と日本が政府、重要インフラ、サプライチェーン全体でサイバーセキュリティを強化するための措置を講じるにあたり、それらのアプローチはNISTサイバーセキュリティフレームワークなど国際的に認められたものに準拠すべきだ。これらの枠組みは進化するベストプラクティスと世界的に認められた標準とともに、産業界が進化する脅威に対抗するための、より柔軟で、最新の、リスクベースのサイバーセキュリティ戦略を策定することを可能にする。

また、適切な場合は、特にサプライチェーンサイバーセキュリティ向上を目的としたSBOMの標準化推進など、技術フレームワークの協調的な発展にも尽力すべきだ。また、IoTのサイバーセキュリティラベリング制度の相互承認に向けた継続的な取り組みや、安全なIoTとソフトウェア開発に向けた政策の相互運用性を確保するためのセキュアソフトウェア開発フレームワーク（SSDF）の実装基準について、新興国を含む協議の場で条件の標準化を推進するなど国際連携の深化をリードすべきだ。

チップ、量子、AIなどの先進技術に関する標準開発組織への積極的な参加を通じて、柔軟な認定・認証制度を設け、志を同じくする国際機関との国際協力が促進される必要がある。国際的に一貫した透明性と説明責任に関するガイダンスを導入し、セキュリティ認証を国際的に認められた制度に合わせることで、重複した労力を最小限に抑え、国境を越えた相互認証を促進し、より安全な製品やサービスの開発と導入を促進するインセンティブを産み出すことが重要である。

- **AIを活用した脅威対策：機械学習や量子暗号技術を用いたサイバー攻撃検知・防御の共同研究を推進**

AIなどの最新技術を悪用したサイバー攻撃への対応は、特に両政府の協力により技術と政策面での協力深化が不可欠である。これらには以下の共同イニシアチブを含む。

- AIを基盤としたサイバー攻撃検出モデルを開発し、機械学習とディープフェイク検知技術を統合すること。さらにサイバー脅威インテリジェンスを共有し、トレーニングデータと分析アルゴリズムの精度向上を図ること
- 量子技術を用いた安全な通信システムの開発で協力すること。これには共同技術標準の確立と、量子暗号通信の実用化を推進するためのパイロットプロジェクトの実施を含む

我々は日本の所謂 能動的サイバーディフェンス法が成立し、サイバー攻撃の脅威への対応が強化されつつあることを評価する。我々は、政省令、実施規則の検討にあたり、攻撃と対応の実態を反映すべく緊密な官民連携を継続するよう政府に要請する。

- **中小企業の支援：共通基準策定やコスト負担軽減策を通じ、中小・新興企業のサイバーセキュリティ強化を支援**

サイバー政策立案に対するより整合性のある国際的なアプローチにより、サイバーセキュリティ能力を強化してグローバルサプライチェーンに統合する必要がある中小企業のプロセスを合理化できる。我々は、両国で事業に適用可能なサイバー防御の共通評価基準を確立し、サイバーセキュリティのコストへの補助金を提供し、クラウドベースのセキュリティサービスを開発するなどの措置を強く推奨する。これらの措置は、中小企業のコストを最小限に抑えつつ、サイバー脅威に対するサプライチェーン全体の強靱性を高めるために役立つはずだ。

- **デジタル経済の持続可能性：日本のデジタル赤字問題に対し、持続可能なデジタル経済の構築を議論**

最後に、両協議会は、年々増加する日本のデジタル赤字が、日本の国内産業の競争力や経済の持続可能性に対して長期的な影響を及ぼす可能性があることを認識している。クラウドサービス、OS使用料、インターネット広告など、海外のデジタルプラットフォームへの依存が拡大する中、両国はこの構造的課題に対して真摯な議論を継続し、健全かつ持続可能なデジタル経済の構築に向けた協力の可能性を模索することが求められる。



U.S. Chamber of Commerce
International Affairs

U.S.-Japan
Business Council



Energy and Infrastructure



今日の予測不可能な地政学的状況において、エネルギー安全保障の強化はすべての国にとって最優先事項となっている。日米両国は戦略的同盟国として、自由で開かれたインド太平洋(FOIP)への共通のコミットメントに基づき、インド太平洋地域でのリーダーシップを発揮する重要な立場にある。

日米経済協議会及び米日経済協議会(以下「両協議会」)は、排出削減目標の実現に向けて包括的なアプローチを取る重要性を一貫して強調しており、各国がそれぞれの独自の事情に応じた多様な道筋を歩む必要があることを認識している。両協議会は、天然ガス、CO2回収、原子力、地熱、合成燃料(e-メタン/合成天然ガス)、バイオガス/バイオ燃料、水素・アンモニアを燃焼可能なガスタービン等、多様な低炭素ソリューションの社会実装を推進し、実用的かつ包摂的な低炭素エネルギー供給への道筋を確保するよう、日米両国が中心的役割を果たすことを要請する。

1. 急増する電力需要に対する供給責任

生成AI技術の発展やデータセンターの増大により、膨大な電力需要が創出されている。国際エネルギー機関(IEA)によれば、2024年の世界のデータセンターの電力消費量は415TWhに達し、2017年以降年率12%で成長している。この数値は2030年までに倍増以上になる見込みであり、強靱で持続可能なエネルギーインフラの整備が急務である。エネルギーおよびインフラに関係する業界は、この急増する電力需要に信頼性をもって応える能力を示さなければならない。他方、民間セクターが電力供給の長期的成長を支える製品やサービス供給力を拡大するためには、政府の支援も重要となる。

ハイパースケーラーや電力会社はこの電力需要に応えるため、新たな発電設備を建設しなければならないが、ガスタービンの供給能力やエネルギー輸送のための送電網不足といった課題もある。

政府と産業界が連携し、増加する電力需要に対応するためには、サプライチェーン整備、許認可改革、インセンティブ、政策・規制など幅広い課題を解決する必要があるが、これら課題の多くは、民間だけでは解決困難な政治的側面も含む。企業がグリッドやエネルギーインフラの拡充・近代化に必要な大規模な投資を行うためには、継続性と予見性が重要である。

両協議会は日米両政府に対し、急増する電力需要に対応し、長期的に安定した供給を実現するため、以下の取り組みを検討するよう要請する：

- インセンティブによって、発電向け機器製造能力や発電後の送電能力を拡大すること
- AI、IoT、量子技術などを活用してエネルギーインフラをデジタル化し、効率性、強靱性、資源最適化を高めること。さらに、耐量子計算機暗号(PQC)や量子鍵配送(QKD)に代表される基幹インフラのサイバーセキュリティ強化を率先して推進すること
- 再生可能エネルギーや蓄電技術の開発を支える重要鉱物のサプライチェーンを確保し、依存度低減のためのイノベーションを支援すること
- 安全基準を満たすブループンな新設・既設の原子力発電所、革新炉及び小型モジュール炉(A/SMR)、高速炉、高温ガス炉、核融合等の原子力発電の利用を増やすこと
- 重要鉱物やその他の原材料を回収できる廃棄物管理への投資を奨励し、次世代製造を支援すること。廃棄物管理のバリューチェーンは技術投資と雇用創出を意味し、廃棄物収集やリサイクル素材を原料とした革新的製造による新製品開発の雇用機会も拡大する
- 欧州地域で実現しているオンラインメンテナンス、運転期間延長、定格負荷増強、負荷制御など既存原子力発

電所の効果的運用につながる研究開発を推進すること

- 発展途上国の課題に対応可能な高度リサイクル技術の導入に向けて投資促進すること

2. エネルギー安全保障強化に向けた継続的取り組み

両協議会は、日米エネルギー安全保障対話および民間セクターとの官民対話を今後も継続することを歓迎する。エネルギー価格の変動や資源をめぐる世界的な競争等、エネルギー安全保障に関する不確実性がある中で、安定性と予見性を促進するために、これらの対話を今後も継続することが重要である。

島国である日本と、同じく島国が多くかつ急速に経済成長している東南アジアにおいては、安価で安定したエネルギー供給が必要である。天然ガスと液化天然ガス(LNG)は、世界的なエネルギー供給制約の緩和と地域のエネルギー安全保障強化に貢献する貴重な資源となっている。両協議会は、日米両首脳が今年の公式共同声明にて、米国の安価で信頼できる天然ガスの輸出を増加させることでエネルギー安全保障を強化する意向を発表したことを歓迎する。

原子力もエネルギー安全保障の強化およびカーボンニュートラルの目標達成に向けて不可欠なソリューションである。昨年発表された日本の第7次エネルギー基本計画では、優れた安定供給性、技術的自給率を有し、他電源と遜色ないコスト水準で変動も少ない特性から、原子力の役割強化が示されている。

両協議会は、エネルギー安全保障強化とエネルギーの安定供給に向けて、米日両政府が以下の措置を検討することを要請する：

- 日米二国間パートナーシップを強化し、政府と産業界の連携を図るため、日米エネルギー安全保障対話を継続し、民間セクターとの官民対話を今後も継続すること
- エネルギー関連製品の関税撤廃を検討すること。合理的なコストでの電力安定供給は経済活動の基盤であるだけでなく、日米両国の国民の豊かで安全な生活を支える重要なインフラである
- 米国のLNG輸出能力と効率をインド太平洋地域向けに強化するためのインフラ整備を支援し、同時に同地域での低炭素エネルギー技術の展開を加速すること
- 同志国間で政府の枠組みを通じてエネルギー供給を拡大し、単一の供給源に依存するのではなく、サプライチェーンとエネルギー源を多様化するためのエネルギーインフラへの投資を支援すること
- 安全で強靱性が高く、グリーンなベースロード電源として、原子力利用の拡大とより安全な次世代炉を推進すること
- 日、米、東南アジア間でのエネルギー関連技術移転を増やし、経済発展と循環型経済政策を推進する低炭素で安価かつ信頼性の高い送電網とエネルギー供給の実現を支援すること
- 既存の日米官民対話の枠組みを活用し、東南アジアの地域エネルギー・インフラプロジェクトを支援すること
- 東南アジアにおける国家廃棄物管理計画実施の支援。具体的には、日米による開発資金の増加投資や拡大生産者責任(EPR)等
- 民間企業による長期的な投資を実現するために、必要な規制や法律、政策を整備すること

3. 低炭素社会実現に向けたAll-of-the-Aboveアプローチ

カーボンニュートラル社会実現とエネルギー安全保障強化の両立に向けて、送電網とエネルギーインフラ、省エネについて中長期的な視点を踏まえた政策立案が求められ、国際協力も必要となる。

両協議会は、低炭素エネルギーの構築は、ただ化石燃料を減らし、再生可能エネルギーに切り替えればよいという単純なものではないと認識する。脱炭素化と各国の安全で安価で安定したエネルギー供給の両立が求められている。各国・地域の脱炭素の在り方や法令、規制は異なっており、カーボンニュートラル社会実現に向けた段階的なアプローチが必要である。

eメタン／合成天然ガス、バイオガス/バイオ燃料、CO₂回収、原子力、蓄電池、水素、アンモニア、そして太陽光、風力、地熱、水力発電等の再生可能エネルギーを含む多様なソリューションへの投資が増えています。国地域毎のベストエネルギーミックスの組み合わせを設計し、カーボンニュートラル社会実現に向けた取り組みを進めていくことが重要である。

技術開発と技術革新は、これらソリューションの採用を拡大するために不可欠である。しかし、これらのソリューションを活用する実際のプロジェクトの数を増やすためには、民間側にも公正なリターンが必要であろう。インセンティブや支援が限られていると、商業開発者が資金調達や資本投入を承認しづらくなり、機器サプライヤーの参加意欲も低下する。米国では政権交代後、インフレ抑制法(IRA)が一部改訂されたが、45QのCO₂回収・利用・貯蔵(CCUS)プロジェクト向け税額控除など一部インセンティブが継続している点について両協議会は歓迎する。

両協議会は日米両政府に対し、エネルギー転換を加速させるAll-of-the-Aboveアプローチ(全活用戦略)推進のため、以下の取り組みを強化するよう要請する：

- よりクリーンで安定したベースロード電源である天然ガスと、排出量の多い他の燃料からメタノールへの転換に引き続き取り組み、天然ガスと水素の両方を燃焼可能、かつ最終的には水素のみを燃焼可能なガスタービン等の最先端技術の社会実装を拡大すること
- CO₂回収・利用・貯蔵(CCUS)、水素、アンモニア、その他の低炭素ソリューションに対するインセンティブを活性化し、既存インフラの脱炭素化、産業部門や運輸部門等の所謂Hard-to-abateセクターの脱炭素化、省エネ促進、水素／アンモニア、合成燃料(e-メタン／e-天然ガス)、SAF、バイオガス/バイオ燃料などのクリーン燃料の生産を支援すること
- ライフサイクル全体でのカーボン・インテンシティに基づいて、公平な競争を可能にする政策を実施し、炭素価格設定やインセンティブによる需要喚起、インフラ展開の促進を行うことで、低炭素水素の安全かつ規模の大きい推進を支援すること
- 「資源効率原則(REP)」やライフサイクル評価(LCA)ツールなど共通原則を策定し、さまざまな代替策の循環性や環境への影響を評価し、さらに、従来の直線的な資源の「入手・生産・廃棄」というあり方を再考して、資源の価値と利用を最大化する新しい流れを採用すること
- 現行IRAのCCUS税額控除におけるインフレ調整条項(例：45Qのインフレ調整開始年を2027年から2028年に変更、基準年が2025年から2026年に見直しとなり、2021年以降のインフレが反映できていない)を改正し、脱炭素プロジェクトへの投資を呼び込むこと。45Zの外国由来原料に関する制限を再検討すること
- 各国が自国のエネルギー・経済状況に応じたライフサイクル分析と炭素管理を行い、低炭素水素、CO₂回収、メタン排出管理、再生可能エネルギーの拡大を通じてカーボン・インテンシティの管理・削減に関する議論を推進すること
- 日本の米国脱炭素プロジェクトへの投資影響を測定する枠組みを開発し、日本のカーボンニュートラル社会実現に対する貢献を可視化すること



U.S. Chamber of Commerce
International Affairs

U.S.-Japan
Business Council



Financial Services



適切に規制され、透明性と流動性が確保されたグローバル金融資本市場は、資本を生産的な用途に効率的に配分するための最も効果的なメカニズムである。日本と米国は世界を主導する金融市場を有するものの、日米経済協議会および米日経済協議会（以下、「両協議会」）の金融サービス分科会は、とりわけ地政学と経済の両面で不確実性が高まっている状況下、改善が望ましく、かつ、実現可能な分野が多く存在すると考えている。

こうした認識に基づき、両協議会は、両国政府がお互いの政策的な優先事項を理解し、共通の目標の達成に向けた行動を起こすため、緊密に連携すべきと考えている。現在の優先事項と課題に対処することを目的に、両協議会は、以下の4つのテーマに焦点を当て、日米両政府に対し、下記の政策行動を検討するよう提言する。

1. 日米における投資の促進

投資は経済発展の重要な推進力であり、インフラや企業への投資を促進することは両国の政策的な優先事項である。日本は過去6年間に亘り最大の対米直接投資国であり、米国も最大の対日直接投資国である。加えて、2025年7月23日に発表された日米の戦略的な貿易・投資に関する合意では、米国の中核産業を強化するため、日本が最大5,500億ドルを米国への投資に提供可能とすることを約束した。両協議会は、双方向の直接投資は両国にとって意義あるものと認識しており、海外からの投資に係る審査プロセスは客観的に実施されるべきであると強調する。

投資は貯蓄によって推進され、個人の資産形成にも寄与するものである。両協議会は、個人資産形成を支援し、個人の主体的な資産管理に資する金融リテラシー向上を後押しすることを目的とした、税制上の優遇措置や補助金などの政策措置の必要性を強調する。同時に、両協議会は、健全な財政政策、および、合意に基づく国際税制ルールを含む安定的かつ予測可能な法的枠組みが、両国への投資を促進するうえで不可欠であることを改めて強調する。

提言事項:

- 規制・監督上の障壁を含む不当な障害を取り除き、日本と米国の間の直接投資を促進すること。
- 民間資金を導入するために、輸出信用機関などの公的機関が関与するブレンデッドファイナンスの枠組みを確立し、活用すること。
- 個人の金融資産形成のインセンティブを強化し、とりわけ社会的弱者や若者の金融リテラシーを向上させるため、官民の協力を強化すること。
- 高齢化への備えや退職と寿命の間のプロテクションギャップの縮小を支援する長期保険や貯蓄商品の提供のようにより、変化する消費者の金融ニーズに対応するため、保険分野を含む金融サービス業界と連携すること。
- 日本政府が、日本経済のさらなる成長を後押しする基盤を構築するため、「資産運用立国実現プラン」の取り組みを進めること。

2. 規制の一貫性と公平な競争条件の確保

金融サービスにおける規制の分断化は、金融の安定と市場の効率に対するリスクを高め、取引コストを増加させ、経済成長を損なう可能性がある。両協議会は、日米両政府に対して、金融規制の一貫性を達成するために、政策や規制について、よく調整してバランスを取り、証拠に基づき効果を重視する形で連携を行うよう求める。

金融サービスのグローバル化とデジタル化が進むなか、健全な競争を実現して、消費者を保護しつつ、資本の効率的

な流れを促進するためには、法域間での公正かつ一貫した規制の取扱いが不可欠である。両協議会は、法域間、金融業態間、サービス提供者の形態間の公平な競争条件を確保する規制環境を確立することが重要であり、それが日米両国の利益に資することを強調する。国際的に合意された基準と原則は、国境を越えた規制の枠組みを調整する手段となる。

提言事項:

- 金融業界や市場に関する規制および課題を議論するため、米国とEUの枠組みを模した二国間の金融サービス規制フォーラムといった、多国間または二国間における当局同士の情報交換の枠組みを一層活用すること。
- 規制の相互尊重を促し、重複を回避し、効率的な資本の流れを促進するために、信頼できる監督体制と確立された評価枠組みの活用を検討すること。
- 金融市場において認識される類似したリスクに対処するために策定された規制を全ての類似した提供主体に適用し、新規参入者と既存事業者の間、ならびに、テクノロジー企業と伝統的な金融機関の間の公平な競争条件を確保すること。
- 国際保険監督者協会（IAIS）が最終化した国際資本基準（ICS）と、米国における合算手法（Aggregation Method）を通じたICS導入を踏まえ、保険会社向けに適切な資本基準を導入すること。
- 米国政府が、迅速に国際的に調和のとれた方法でバーゼルⅢの枠組みを最終化すること、また、他の法域と比較して過度な資本要件を回避するために、強化された補完的レバレッジ比率（eSLR）、FRBのストレステスト、資本フロアを含む銀行の資本規制を調整すること。
- 米国当局があらゆる利害関係者と協力し、CFTC規則下のクロスボーダー・スワップ規制の要件について、日本当局が所管する同等な規則を考慮に入れて改善すること、また、SECによる米国債の現物取引およびレボ取引の清算義務について、域外適用措置を再調整すること。
- 日本政府が、国際慣行と調和したリスクベースのアプローチに基づいて、KYCのルールと手順を見直すこと。

3. 経済の強靱性と安全保障の推進

両協議会は、金融業界が重要なインフラを担っており、特にサイバー攻撃などの緊急時に求められる安全で持続可能なサービスを提供可能にするため、官民の協力が必要であることを理解している。両国政府は、金融制裁の対象の増加と複雑化を踏まえ、自由な経済活動を妨げないよう注意しながら、国家安全保障の確保に向けた調整を行うべきである。

世界経済の強靱性を強化するため、両協議会は、特に重要な商品やサービスの供給源を多様化することにより、国際的なサプライチェーンの持続可能性と安全を強化する取組みを支持する。当該取組みでは、新興国が重要な役割を果たしている。両協議会は、両国政府が、環境変化から生じるリスクに対して脆弱な新興国に対して、債務問題を回避しつつ、持続可能な成長に向けた支援を行うことを高く評価する。

近年、自然災害（NatCat）の発生が頻発・深刻化しており、災害多発地域における自然災害に係るプロテクションギャップは、両国と世界にとって大きな課題となっている。同様に、寿命の長期化と高齢人口の増加により、日本や米国を含む多くの国で、寿命、健康、退職に係るプロテクションギャップが拡大している。両協議会は、これらのプロテクションギャップを縮小するため、特に保険業界を含むさまざまな官民の利害関係者の協力的な取組みを支持する。

提言事項:

- 金融機関におけるサイバーセキュリティの能力を強化するため、さらなる協力を進めること。
- 制裁の有効性を高め、金融機関のコンプライアンスリスクを軽減するため、官民のコミュニケーションを強化すること。
- 新興国への民間投資の促進、および、戦略物資に係る安全で強靱なサプライチェーンの構築を行うため、国際開発金融機関、輸出入銀行、その他の公的機関が関与するトランジションファイナンスやブレンデッドファイナンスを推進し、官民イニシアティブと連携すること。

- 自然災害によって引き起こされる経済的損失を軽減することに加え、保険や再保険などのリスク移転手法を促進し、保険業界のさらなる資本強化を推奨することにより、プロテクションギャップを縮小すること。
- 変化する顧客のニーズを満たし、十分な保障を確保する革新的な保険商品を推進すること。

4. デジタル金融イノベーションと自由なデータフローの促進

両協議会は、デジタル金融イノベーションを促進するために、規制上および運用上の問題を解決することの重要性を認識している。法的枠組みを策定する際には、市場参加者と十分な協議を行い、イノベーションと金融安定性および消費者保護のバランスを取るためのタイムリーで明確かつ統合されたガイダンスを提供することが重要である。

両協議会は、2023年のG7広島AIプロセスの開始や、各国におけるAI安全研究所の設立など、信頼性の高いAIシステムのための国際的な取組みを歓迎する。両国政府は、規制の重複や矛盾を避けるために、AIの使用とそれに関連するリスクに関する国際的な議論を主導すべきである。

両協議会は、金融サービスにおけるデータコネクティビティの重要性を再確認し、両政府に対して、デジタル経済におけるハイレベルなルールを追求するよう求める。両協議会は両国政府に対し、日米デジタル貿易協定に盛り込まれた国境を越えた自由なデータ流通に対する支援へのコミットメントを再確認するよう要請する。

提言事項:

- 銀行、ノンバンク金融機関、非金融機関の間で、特にサイバーセキュリティに注意を払いつつ、金融テクノロジーの利活用における公平な競争条件を確保すること。
- 金融機関がステーブルコインを保有、発行、取引、保管できるようにするなど、ステーブルコインの提供者と伝統的な金融機関が公正な競争環境の下で強靱な金融システムを構築できるよう、適切な規制を導入すること。
- バーゼル委員会の基準など、デジタル資産に関する国際的に合意された基準をリスクに見合うよう適切に調整し、デジタル資産の幅広い普及を実現すること。
- 金融業界におけるAIの利用に関して、新たに厳格な規制を導入するのではなく、柔軟なリスクベースのガイダンスの策定を優先し、国際基準の設定主体に能動的に関与すること。
- データのプライバシー保護とサイバーセキュリティに十分な注意を払いながら、OECDや他の関連する国際的な場での政策議論などを通じて、「信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）」を推進すること。



U.S. Chamber of Commerce
International Affairs

U.S.-Japan
Business Council



Healthcare Innovation



医療システムの強靱化、患者の新たな治療法へのタイムリーなアクセス、労働生産性・安定性、および経済競争力を促進するため、医療イノベーションへの緊急かつ持続的な投資がこれまで以上に必要不可欠となっている。出生率の低下と急速な高齢化は、米国において新たな健康課題を引き起こしており、日本においても人口の約3分の1が65歳以上という状況下でこの課題はさらに深刻化している。同時に、若年層における特定のがんの診断率が前例のない水準に達し、慢性疾患が医療システムに負担をかけ、グローバル規模の脅威への備えは依然として不可欠である。これらのグローバルな諸課題には、ますます効率的かつ個別化された拡張性のある解決策が求められる。

我々ライフサイエンス業界は、人工知能（AI）や新たなデジタルツールを活用し、画期的な治療法開発や技術革新などへの研究開発（R&D）投資を通じて、この諸課題に挑んでいる。しかし、日米両国の患者のイノベーションへのアクセスを可能とするために本来機能すべき各種政策は、その変革のペースに追いついておらず、患者とライフサイエンス業界に重大な障害をもたらし、最適なヘルスケアサービスの提供と経済的成果の実現を妨げている。

日米両国がバイオ医薬品・医療技術のエコシステムを牽引し続けるには、均衡がとれ且つ持続的な支援がイノベーションに対し与えられ続けられるよう我々は協力しなければならない。特に価格設定の仕組みにおいて、革新的な医薬品の価値が適切に評価されることが重要である。公正で予測可能な貿易枠組みの確立に向けた共通のコミットメントは、患者のアクセスを確保し、継続的なイノベーションを促進する上で役立つ。さらに両国は、デジタルヘルス改革を支援するとともに、ヘルスケア分野における経済安全保障の二国間協力の深化を妨げ得る官僚的な手続きを削減すべきである。

日米両国はライフサイエンス分野における継続的なリーダーシップを確固たるものにすべく、以下で提案する重要な改革に取り組むべきである。

1. 価格政策と患者アクセス：対話においては、医療イノベーションの促進と、適切なタイミングかつ継続的な患者の医療サービスへのアクセスを可能にするための投資を後押しするための価格政策改革の議論がなされるべきである。ヘルスケアイノベーションエコシステムに関する各種分野での野心的な成果を実現するためには、省庁横断的な連携に基づいた新しい包括的戦略が必要である。民間企業は、政策目標やそのアプローチに関してガイダンスを提供できる他、他国における類似の取り組みから得た教訓の共有が可能である。

2. 日米デジタルヘルス改革の推進：米日経済協議会および日米経済協議会（以下、両協議会）は、創薬力向上のための官民協議会の機会を活用した、日米デジタルヘルスパートナーシップの立上げを推奨する。両協議会は、遠隔診療・リモートケアやデジタルセラピューティクス、AIの活用や国境を越えたデータフローおよびプライバシーや患者のテクノロジーへの迅速かつ効率的なアクセスを可能とする規制枠組みに関するベストプラクティスの共有が可能である。

3. サプライチェーンの強靱化と経済安全保障：両協議会は日米両国による対話が、サプライチェーン強靱化のための具体的連携、規制の透明性向上と手続きの改善、規制不均衡の是正に具体的につながることを推奨する。サプライチェーン統合のコストを増加させ企業の事業展開を困難にし、その結果、患者のアクセス、産業競争力および国家の経済安全保障に悪影響を及ぼす可能性のある関税および非関税障壁にも具体的に言及すべきである。両協議会は、日米両国において医薬品および医療機器に対する関税の課徴を回避することを強く勧める。これらの措置は競争力向上に寄与せず両国の患者に悪影響を及ぼす。

日米両国はイノベーションと患者アクセスを医療戦略の中核に据えるべきである。両国が最良で最も効果的なヘルスケアイノベーションにアクセスできるよう両協議会は以下の改革を推奨する。これらの項目は必ずしも網羅的なものではないため、両協議会は今後とも両国政府との継続的な対話を歓迎する：

1. 価格政策と患者アクセス

日本における前向きな進展として、「経済財政運営と改革の基本方針2025」では、創薬力の強化と物価上昇に対応するため公定価格（医療・介護・保育・福祉等）の引上げの必要性が示された。しかしながら、本公定価格において医薬品価格についての明示的な言及がないことは懸念である。また、予見性の低い医薬品価格改定や、費用対効果評価を用い薬価加算分の価格引き下げを行う政策は、企業による研究開発を阻害しドラッグラグ/ロスや品質問題を引き起こしている。一方米国側では、最恵国待遇（MFN）大統領令による国際的な参照価格導入の脅威が現実化すれば、長期的な研究開発と患者アクセスに重大な課題をもたらす可能性がある。

- 両国対象：研究開発、規制、償還制度を整備・改善し、市場への十分な投資を促進する。新たな医薬品や医療機器に関連する科学技術の飛躍的な進歩を踏まえ、規制や価格制度を改善する。
- 両国対象：高水準の知的財産権制度の導入、施行を支持する。知的財産制度は、バイオ医薬品研究への投資を促進し、日米間の研究提携に不可欠である。
- 両国対象：再生医療、細胞医療、遺伝子治療等の革新的な治療法や、プログラム医療機器（SaMD）等のデジタル治療法の開発を支えるために、イノベーションの価値を反映できる価格算定制度を導入する。
- 両国対象：米国IRA（インフレ抑制法）をはじめとし、低分子医薬品や希少疾病用医薬品の開発や安定供給、上市後の適応追加を阻害する価格政策を撤廃する。両国対象：人間の病理学に関する理解は著しく進歩し、一部の疾患に対する治療は症状が現れる前に開始されるようになっている。両国政府は、患者がこれらの革新的な治療に過度な経済的負担なくアクセスできるよう適切な医療制度の検討を開始する。
- 両国対象：医療政策の策定における患者・市民参画（Patient Public Involvement）を強化する。
- 米国対象：すべての医師が患者に最も適切な医薬品を投与できるような環境を整えるために、価格改革が医療提供者の報酬に与える予期せぬ影響に対処する。
- 米国対象：340B病院および低所得コミュニティを支援するオフサイト施設に対しバイオ医薬品企業が提供している割引が、患者に直接利益をもたらすよう確保する。
- 日本対象：日本におけるインフレとそれが日本の創薬力と医薬品不足に与える負の影響を考慮し、社会保障関連支出のシーリングを撤廃する。革新的な医薬品から得られる医療システムにおけるコスト削減（介護負担軽減やウェルビーイング向上など）と経済成長効果を認識し、社会保障関連支出の財政枠組みの改革を行いバイオ医薬品イノベーションへの投資を促進する。
- 日本対象：2025年から開始される創薬力向上のための官民協議会への多国籍企業の参画機会を最大化し、医療分野に影響を与える規則の策定に対して産業界からの意見に真摯に耳を傾ける。本官民協議会の枠組み内で医薬品価格制度を適切に検討し、関連するすべての省庁の積極的な参加を確保する。本官民協議会の提言は官民の緊密な連携を通じて共同で策定されるべきである。
- 日本対象：特許期間中の革新的新薬を薬価改定（中間年を含む）および市場拡大再算定の対象から除外し、不明確で予見性が低い薬価制度を改め、シンプルで予測可能なシステムを確保する。
- 日本対象：治療の臨床効果だけでなく、医療制度全体に影響を及ぼす社会的、経済的な利益等、治療から得られる多様な価値を考慮した実践的な薬価算定制度を推進する。さらに比較対象がない革新的新薬が原価算定方式における開示度に応じた影響を受けることなく公正かつ適切な価格を算定するため、類似薬効比較方式の柔軟化あるいは新たな価格設定の仕組みを創設する。特に、革新的な細胞・遺伝子療法は患者個人に合わせた製造プロセスで生産されるため、患者数の増加を根拠に価格を引き下げるとは、患者アクセスと供給システムの持続可能性に重大な悪影響を及ぼす。
- 日本対象：革新的な医薬品および医療技術に関する医療技術評価（HTA）の範囲を拡大しない。一部において議論されている費用対効果制度の対象範囲拡大は、革新的医薬品および医療技術への投資を阻害する。評価を実施する際は、日本の医薬品価格は精緻な薬価算定制度によって決定されている点を踏まえ、既存の薬価算定制度との一貫性を維持する必要がある。保険償還決定を含む価値決定において、コスト効果閾値の機械的な適用を回避し、イノベーションを阻害しないよう注意する。
- 日本対象：最適使用推進ガイドラインは、患者利益と医療財政の持続可能性のバランスを取る為の重要なツールとして機能するものではあるが、臨床現場における患者アクセスを過度に制限しないようすることが重要で

ある。個々の医薬品および医用機器の最適使用推進ガイドラインは定期的に見直すべきである。

- 日本対象：医療機器に関しては、医療制度や経済状況、償還環境の差異を考慮せずに医療機器の価格を比較する外国平均価格調整を廃止すべきである。これにより、日本国内の患者が革新的な医療機器を継続的に利用することができる。なお、外国平均価格調整制度の計算の外れ値ルールにより、多くの事例において米国価格が算定から除外されている。
- 日本対象：市場拡大に伴う価格改定の対象から、独自の指定機能カテゴリーに分類されるものなど革新的な医療機器を除外する。
- 日本対象：医療技術の機能分類の見直しに際しては、業界と緊密に連携し、変更がイノベーションを損なうことがないよう確保する。
- 日本対象：がんや希少疾患に対する診断薬やスクリーニング検査の早期アクセスを促進する。スクリーニング、予防、より標的を絞った治療は、長期的に医療費の削減につながる。薬事規制や償還制度をグローバル基準と整合させ、患者が革新的な医薬品にタイムリーにアクセスできるよう確保する。
- 日本対象：厚生労働省は一般市民/患者と企業に対し、医薬品審査プロセスの透明性を改善する。医薬品審査プロセスへの理解を深めることは、日本におけるドラッグロス問題の改善において重要である。
- 日本対象：医薬品の安定供給を確保するための理想的な在り方に関する議論を前進させる。医薬品の安定供給を確保するための理想的な在り方に関する議論を前進させるとともに、特許切れ医薬品を市場から迅速に撤退させる効果的な制度を整備する。

2. デジタルヘルス改革

日米両国はデジタルサービスにおけるリーダーシップへのコミットメントを共有しており、ヘルスケア業界は今般のFDAのAI利用に関する草案ガイドラインのような建設的な措置を歓迎する。早期のガイドライン策定は、成功に必要な公平な競争環境を確保するために不可欠である。

- 両国対象：政府の強力なリーダーシップと十分な支援により、医療における迅速かつ効果的なデジタル化を推進する。
- 両国対象：データ収集と医師・患者の相互連携の支援により、革新的な治療法のコスト削減や健康改善に資する新たなデジタルヘルス政策の策定と実施における日米規制当局間の連携を促進する。ヘルスデータプラットフォームは、収集されたヘルスデータの二次利用を考慮して設計する必要がある、当該データは医療分野の研究開発に使用され得る。
- 両国対象：診断、治療計画、治療、患者フォローアップ、患者データ管理にわたる総合的なケアを支援するため、適切な保護と有意義なインセンティブにより、HL7/FHIR等の国際標準を用いた相互接続・相互運用可能な情報プラットフォーム（それによって個人が自身のヘルスデータにアクセスできる）の開発・利活用を促進する。
- 両国対象：非識別化ヘルスケアデータの共有を加速するため、プライバシー、情報保護、反差別を含む倫理的、法的、社会的問題（ELSI）に対処する。エビデンスに基づく治療ソリューションおよび政策決定を推進する上で、仮名医療情報の自発的な共有により達成できる医療の進展に対する理解醸成に資する活動を実施する。
- 両国対象：適切なプライバシー保護を維持しながら新規の標的や治療法の発見を可能にするため、データ共有メカニズムの障壁に対処する。研究者と臨床医が協力し、日米間でベストプラクティスを共有し、ゲノム/マルチオミクスデータを医療システムへ統合する。
- 両国対象：試験参加者の利便性のための医療機関訪問とリモートのハイブリッド環境の整備により、分散型臨床試験（DCT）の適用をさらに促進する。
- 両国対象：サイバー攻撃やデータ侵入からの保護、患者の安全確保、企業のリスク最小化といったサイバーセキュリティリスク管理における日米の規制当局間で連携を行う。
- 両国対象：在宅で利用できる遠隔診療など、多様な治療手段を促進する。

- 両国対象：米国と日本の医療機関、テクノロジー企業、学術研究者間のパートナーシップを促進し、ベストプラクティスの共有と革新的なデジタルヘルスソリューションの共同開発を進める。共通の課題に対応し、協業の機会を特定するための二国間作業部会を設置する。
- 両国対象：医療従事者がデジタルヘルス技術を活用するためのトレーニングを実施する。継続的な教育と認定プログラムを促進し、医療従事者に最新デジタルツールに精通させる。
- 両国対象：患者参画とエンパワーメントを優先するデジタルヘルスソリューションを開発する。デジタルヘルスプラットフォームの設計と実施に患者フィードバックを活用し、多様な患者層のニーズを満たす。
- 両国対象：医療システムにおける人工知能と機械学習技術の統合を促進し、予測分析、個別化医療、業務効率の向上を図る。医療におけるAI利用に関する倫理ガイドラインの策定を促進する。
- 両国対象：健康データの倫理的な利用、患者プライバシーの保護、データ共有実践の透明性を確保するデータガバナンス枠組みを策定する。データガバナンスに関するグローバル基準の確立に向けた国際協力を促進する。
- 日本対象：ヘルスケアデータ基盤の構築と、個人の権利・利益保護の上で企業によるヘルスケアデータの利活用を可能とする法制度を含む、包括的なヘルスケアデータ政策を実施する。
- 日本対象：厚生労働省は、2025年末までに医療法改正法案を成立させ、製薬企業その他の事業者による同省保有の公的データベースの二次利用を可能とする。
- 日本対象：ヘルスケア業界が患者や一般市民に医薬品や医療機器に関する必要な情報を適切に提供できるデジタルの仕組みを構築する。
- 日本対象：医薬品・医療機器のトレーサビリティのためのデータプラットフォームの構築を支援する。
- 日本対象：地方や医療過疎地域におけるデジタルヘルスサービスへの公平なアクセスを確保するため、遠隔診療インフラを拡大する。医療提供者が遠隔診療を採用し、遠隔地の住民にサービスを提供できるよう、補助金やインセンティブを提供する。
- 日本対象：デジタルヘルス分野のスタートアップ向けにイノベーションハブを設立し、スタートアップへ金銭的支援を行う。スタートアップ、既存企業、学術機関間の協力を促進し、イノベーションを推進し、新たなデジタルヘルスソリューションの開発を加速する。
- 日本対象：デジタルヘルス技術の便益とその潜在性について国民理解を得るための公共キャンペーンを実施する。患者がデジタルヘルスプラットフォームを効果的に理解し利用できるよう、リソースと支援を提供する。

3. サプライチェーンの強靱化と経済安全保障

米国側における関税に関する議論が、新たな懸念を引き起こしている。今日の深く相互依存するグローバルなサプライチェーンに対し、関税の引き上げは日米両国のヘルスケアに悪影響を与える。

- 両国対象：サプライチェーンの多様性と強靱性を強化し、信頼できるパートナーとの自由で公正な貿易を促進する経済安全保障政策を推進する。パンデミックのような国境を越える危機下においては、日米両国が原材料、医薬品有効成分（API）、最終製品を相互に優先的に共有するシステムを確立することが望ましい。
- 両国対象：両政府が長きにわたり特別考慮を要すると認識してきた医薬品その他の医療品に対する関税を回避する。このような措置は経済安全保障に寄与せず、供給不足のリスクを招き、最終的に医療費上昇をもたらす。
- 両国対象：日米間の連携を通じてグローバルサプライチェーンの強化を図る。治療薬や医療機器などの医療製品の公平な患者アクセスと安定供給を確保するため、医療製品に対する不当な貿易障壁の撤廃を支援する。特に、バイオ医薬品のサプライチェーンは世界的に複雑かつ最適化されており、製造拠点を移転するには多くの規制を遵守するための莫大な時間と費用を要し長期的な経済的現実性が必要となる。したがって、アクセスを妨げない政策を推進することが重要である。
- 両国対象：医療製品および技術の産業発展と安定供給の観点から、部品、材料、製造技術に関する日米間の相互に有益な協力を強化するための取り組みを確立する。

- 両国対象：感染症・健康危機に対する日米共同の対策を支援する。抗菌薬・ワクチンに関する研究開発に対する適切な市場インセンティブ制度を確立し、薬剤耐性（AMR）対策の推進を図る。病原体などの疾病要因に関するデータや、ワクチン・医薬品の開発・製造技術に関するデータを共有することは有益である。
- 両国対象：緊急時における製造拠点の移転など、サプライチェーン改善のための迅速な規制審査手続きを確立し、製造に関連する承認後変更の審査における規制当局間の相互依存・共有を検討する。
- 両国対象：サプライチェーン管理を向上させるため、GMP（Good Manufacturing Practice）に関する相互承認協定（MRA）を締結する。
- 両国対象：パンデミックや季節性疾患、風土病に対して経済と社会のレジリエンスを維持するにはワクチンの高い普及率が不可欠であることを理解し、科学的根拠に基づくワクチン接種促進政策と啓発活動を採用・強化する。
- 両国対象：バランスの取れた食事、運動、十分な睡眠などの基本的な健康ソリューションのエビデンスに基づく健康上の利点を認識する。また、高齢化社会における健康長寿のための一次疾患予防を強化するため、その利点を啓発する。
- 日本対象：厚生労働省は、医療製品のサプライチェーンにおける実際の配分状況を把握するためデジタル化の活用を促進する。



U.S. Chamber of Commerce
International Affairs

U.S.-Japan
Business Council



Travel, Tourism and Transportation



日米両国は、長年にわたり貿易・投資・人的交流を通じて強固なパートナーシップを築き、世界経済の成長と安定に寄与してきた。その中でも旅行・観光・交通分野は、雇用創出や地域経済の活性化にとどまらず、人々の相互理解を深め、新たな価値やイノベーションを生み出す基盤として極めて重要である。2024年「日米観光交流年」などの取組を契機に、両国の往来は着実に回復しつつあり、双方向往来の活性化に向けて今後も取り組みを続ける必要がある。

しかし、急速な需要回復は多くの課題も顕在化させている。日本においては、観光インフラの整備が観光客数の増加に追いつかず、とりわけ地方の受入れ体制の改善は喫緊の課題である。これらの解決には、デジタルツールの更なる活用、自動運転など新技術の導入、さらには規制改革を要するものもある。実際に、日米企業が連携した自動運転の実証実験など官民連携による先進的な試みがすでに始まっている。

米国では、2026年北中米サッカー・ワールドカップ、2028年ロサンゼルス・オリンピックといった大規模国際イベントを控えている。これらを契機に、観光需要や地域への誘客を拡大し、日本からの人流・物流を促進することが期待される。

こうした状況を踏まえ、日米経済協議会および米日経済協議会（以下「両協議会」）は、旅行・観光・交通分野が直面する課題に対応し、持続可能な発展を実現するために、以下の取り組みを両国に対し提言する。

1 相互交流の活性化

1.1 地方誘客の促進

観光産業の持続的な成長を実現するためには、需要の集中を回避しながら消費拡大・滞在期間の長期化等が求められる。そして地方誘客もまた不可欠である。地域の歴史・文化・自然・食・スポーツ等の資源を効果的に発信し、双方向で人流・物流を地方へ誘導することが期待される。閑散期需要の喚起や柔軟な休暇制度の整備を通じて、需要の平準化を進めることが望まれる。その際、官民が連携し、政府が世論形成を主導すべきである。

国際会議や展示会を誘致するMICEは、経済波及効果の大きい成長分野である。米国は大規模国際会議やエンターテインメント産業の集客力に優れ、国際的イベントのブランド化・収益化において豊富な経験を蓄積している。日本はこの米国のベストプラクティスを取り入れつつ、自国の強みである「安全性」「きめ細やかなホスピタリティ」「地域文化の多様性」等を生かし取り組みを推進すべきである。

1.2 観光インフラの改善

観光産業の持続的発展には、待遇改善と並行し、デジタル技術を活用した効率化を推進する必要がある。特にデータの利活用は産業の競争力を左右する。自動運転やMaaS、産業間データ連携、AIによる業務効率化などを推進することで、省人化・無人化を進め、観光産業全体の強靱性を高めることができる。日米両国が協力してこれらの施策を推進することにより、国際社会における観光分野の牽引役を果たせると考える。

特に少子高齢化が進む日本では、例えば外国人材の受入れ等、官民で制度整備を進める必要がある。技術を活用した効率化という観点では、米国におけるライドシェアや自動運転等の先行事例を、日本においても参考にし、都市部はもちろん地方の二次交通の改善を期待する。また、多言語対応、キャッシュレス決済、交通情報のデジタル化やリアルタイムの速達性の向上は訪日旅行者の利便性向上に不可欠であり、政府が標準化と普及を主導すべきである。あわせて、ホテルから短期賃貸型宿泊施設まで多様な宿泊オプションを維持・強化することも重要である。過度な規制は旅行者の選択肢を狭め、観光の経済効果を損なう懸念があるため、柔軟な制度設計が求められる。

1.3 出入国制度の利便性向上

人的交流は日米関係の基盤であり、往来促進のためには、出入国手続きの円滑化・利便性改善が必要であり、実現に向けた行政のリーダーシップに期待する。米国の事前入国手続きの迅速化を目的とする「グローバル・エントリー・プログラム」に日本が対象国となったことを歓迎し、今後は日本国内における申請手続きの利便性向上（例：大使館での面接実施・主要空港への事前審査施設の設置）を求める。

また、2028年度の導入が見込まれる日本版ESTA（JESTA）の早期・確実な導入により、出入国審査の迅速化、混雑緩和を実現するとともに、旅行・観光・交通を支えるインフラや人材確保にその財源が活用されるべきである。

1.4 次世代交流の推進

次世代人材の育成は将来の両国関係の礎となる。文化・スポーツ・青少年・姉妹都市など多様な交流機会を活用し、戦略的な人材育成を進めるべきである。

特に青少年交流の強化は大きな課題である。日本から米国への留学生は2000年代初頭をピークに減少傾向にあり、パスポート取得率低下や、学費高騰や為替変動による負担が障壁となっている。

また、米国における日本研究分野における予算の縮小は、将来の相互理解や政策形成に影響を及ぼす懸念がある。官民連携による研究者育成・ポスト確保が急務である。

日本からの修学旅行を含む短期交流や、米国における日本への研修プログラムへの支援等、両国政府の実務交流を安定的に継続し、企業間インターンシップや産業界主導の人材交流を組み合わせることで、グローバルに活躍できる次世代リーダーを育成すべきである。

2. 観光産業における多様な人材の活躍

2.1 労働条件の国際化

観光産業の成長には、国際水準の労働条件と柔軟な働き方の導入が不可欠である。産業界は能力主義に基づく評価制度やデジタル技術を活用した労務管理を推進し、多様な人材が活躍できる環境を整備すべきである。

2.2 人材への投資

教育機関との連携による実務教育や研修への投資を強化し、即戦力となる人材の育成と再参入の支援を進めることが求められる。これにより観光需要の増加に対応するとともに、日本ではその強みである「おもてなし」の精神を次世代へ継承することが可能となる。

3. 持続可能性と新技術の推進

3.1 重要鉱物とサプライチェーンの強靱化

自動車分野をはじめとする脱炭素化には、既存技術の選択肢を狭めず、地域毎の状況に応じた多様な技術の選択肢を追求することが重要である。技術を第3国へも広く普及させていくことで、日米両政府と産業界が、持続可能な取り組みに寄与すべきである。そのためには、重要鉱物の確保をはじめとしたサプライチェーンの再構築・強靱化も重要である。今後も日米両政府のリーダーシップの下、水素、合成燃料、バイオ燃料等を含む多様な低炭素技術が真に普及するよう、実効性のある支援を期待する。

3.2 SAFの安定的な供給と国際競争力の確保

航空業界では、持続可能な航空燃料(SAF)が今後の二酸化炭素排出の重要な手段である。

米国では、政府施策に加え、カリフォルニア州やミネソタ州等に代表される州独自のインセンティブによってSAFへの投資が加速しており、その拡大を期待する。

日本でも、新たに戦略分野国内生産促進税制が創設されたが、国際競争力を有したSAFの供給体制を構築し、航空会社が安定的に調達できる環境を整えるべきである。そのためには、製造・供給側の設備投資のみならず、事業運営コストを下げる仕組み作りや、インセンティブを提供する仕組みを確立することが不可欠である。こうした支援は、長期的な価格の低廉化と国際競争力の確保のために極めて重要である。

3.3 空飛ぶクルマ・次世代エアモビリティの導入

空飛ぶクルマ等の次世代エアモビリティは、都市交通、防災、観光振興に革新をもたらす可能性を持つ。研究開発支援、離発着場整備、運航要件や安全基準の国際標準化を推進し、制度面・インフラ面双方で導入環境を整備すべきである。

4. 自然災害などの有事の対応

自然災害や危機に備え、観光・交通分野における強靱なインフラと迅速な意思決定体制の構築が急務である。能登半島地震、マウイ島火災等の経験を踏まえ、空港・駅・観光地の耐震化、避難ルート整備、洪水・豪雨への備えを加速すべきである。官民が平時から連携し、危機時に即応可能な体制を整えることで、被害を最小限に抑えることが求められる。加えて、日米間での危機情報共有や外国人観光客の安全確保に関する協力枠組み整備が進むことを望む。